

経済産業省委託事業

ASEAN におけるドメイン・ネーム制度に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

第4章 インドネシア



インドネシアにおけるドメイン名制度について、調査結果の概要は以下のとおりである。

1. 調査結果の概要

(1) ドメイン名登録制度の概要

調査項目	概要
根拠法	情報及び電子商取引法第 24 条
関連法規との関係	情報及び電子商取引法第 23 条に、ドメイン名の保有及び使用は、第三者の権利を侵害していないものでなければならない旨の定めがある。
レジストリ	Pengelola Nama Domain Internet Indonesia (PANDI) http://www.pandi.or.id/index.php?lang=en
ドメイン名	.id
ポリシー	Kebijakan Pendaftaran Nama Domain (ドメイン名登録ポリシー) http://pandi.or.id/index.php/files/download/195 Kebijakan Umum Nama Domain (ドメイン名ポリシー) http://pandi.or.id/index.php/files/download/194 Kebijakan Kode Praktik (実施ポリシーの規約) https://www.pandi.or.id/index.php/files/download/201
登録要件・手続等	現地にオフィスを持つことは必須であるが、外国企業の場合、外国投資会社をその場所とすることができる。外国企業の代理として、現地インドネシア企業にドメイン名を持たせることもできる。 事業者の名称や略称、商品・サービス名やブランドの名称、代表者・代理店・販売店の名称等のいずれかと同一であることを要する。
申請及び登録の件数	年ごとの申請数及び登録数に関するデータは見あたらなかった。2012年12月末日現在の全登録数は、93,073件とのこと。
平均費用及び期間	登録時：800,000～3,500,000 ルピア（登録手続にエージェント

	を利用した場合。) 更新時：1年間あたり 48,000～110,000 ルピア 手続期間：概ね 2～5 日程度
--	---

(2) ドメイン名紛争処理手続についての調査概要

紛争処理機関	なし。
紛争処理方針	なし。
パネルの指名手続	なし。
救済手段	PANDI は紛争解決手続を提供していない。したがって訴訟を提起する必要があるが、商標権侵害の主張のほか、情報及び電子商取引法第 23 条第 2 項に基づく主張が考えられる。
不服申立手続	なし。
過去 5 年間の紛争件数	入手不能。
平均費用及び平均期間	裁判手続によって解決されるため裁判費用及び期間となる。
救済が認められた確率	入手不能。
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	なし。

2. 根拠法

情報及び電子商取引法（Information and Electronic Transaction Law No.11 of 2008）² の第 24 条に、ドメイン名の管理権についての定めが置かれている。

第 24 条

- (1) ドメイン名の管理者は政府又は国民とする。
- (2) 国民によって管理されているドメイン名について紛争が生じた場合は、政府はそ

² 同法は、ドメイン名管理のみならず、電子商取引・契約、認証、電子署名、個人情報保護、サイバー犯罪規制までを包含するものである。米国ボストン大学のウェブサイトから、同法条文の英語版を入手可能である。

<http://www.bu.edu/bucflp/files/2012/01/Law-No.-11-Concerning-Electronic-Information-and-Transactions.pdf>

の係争中、一時的に当該ドメイン名の管理者となる。

- (3) インドネシアの非居住者であるドメイン名の管理者、及びその者によって登録されているドメイン名は、法令及び規則に反しない限りにおいて存続するものとする。
- (4) 第1項、第2項及び第3項による定めのほか、ドメイン名の管理に関するその余の規定は、政府規制によって規律する。

インドネシアインターネットドメイン名管理者（Pengelola Nama Domain Internet Indonesia : PANDI）は、ドメイン名の管理を規制する権限を有する法人である。PANDI は、インドネシアからの代表者、及び ICANN のハイレベルドメインの管理者から委任を受けた情報技術コミュニティによって構成されている。

3. 関連法規との関係

情報及び電子商取引法第23条第2項において、以下のとおり、他の知的財産権への言及がある。

第23条

- (1) すべての州政府、人物、事業者、及び／又は公衆は、先申立主義に基づきドメイン名を保持する権利を有する。
- (2) 第1項に基づくドメイン名の保有及び使用は、善意であり、公正な事業競争を侵害していないこと、第三者の権利を侵害していないものでなければならない。
- (3) 第三者による権限なきドメイン名の使用によって損害を受けたすべての州政府、人物、事業者、及び／又は公衆は、そのようなドメイン名の取消しを請求する権限を有する。

4. レジストリ

PANDI の正式名称、住所、連絡先等は以下のとおりである。

Pengelola Nama Domain Internet Indonesia

Gedung Arthaloika lantai 11 Jalan Jendral Sudirman no 2. Jakarta Pusat

Tel: +62-21-57939151（つながらない場合）+62-21-98290955

Fax: +62-21-57939152

<http://www.pandi.or.id/index.php?lang=en>

このほか、以下の者が、PANDI のパートナーとしてレジストラの役割を担っている。

- ✓ <http://www.rumahweb.co.id/>
- ✓ <http://www.reseller.co.id/>
- ✓ <http://iddomain.dnet.net.id/>
- ✓ <https://www.indoreg.co.id/>
- ✓ <http://www.registrindo.co.id/>
- ✓ <http://www.nama.co.id/>
- ✓ <https://registrar.cbn.net.id/>
- ✓ <http://www.domainku.co.id/>
- ✓ <http://www.merekmu.co.id/>
- ✓ <https://registrar.rad.net.id/>
- ✓ <https://indosat.net.id/>

5. ドメイン名の種類

PANDI が管理する国別トップレベルドメイン名(ccTLD)は、「.id」であり、以下の 10 のセカンドレベルドメイン名を登録できる。

.ac.id
.co.id
.net.id
.web.id
.sch.id
.or.id
.mil.id
.go.id
.my.id
.biz.id

なお、PANDI は 2012 年 10 月 19 日現在、.go.id、.mil.id、.net.id を除くドメイン名の登録受付を停止している。

6. ポリシー

PANDI が定めるドメイン名に関するポリシーとして入手可能なものは、以下のとおりである（いずれもインドネシア語）。

①Kebijakan Pendaftaran Nama Domain (ドメイン名登録ポリシー)

<http://pandi.or.id/index.php/files/download/195>

②Kebijakan Umum Nama Domain (ドメイン名ポリシー)

<http://pandi.or.id/index.php/files/download/194>

③Kebijakan Kode Praktik (実施ポリシーの規約)

<https://www.pandi.or.id/index.php/files/download/201>

7. 登録要件・手続等

現地にオフィスを持つことは必須である。外国企業の場合、外国投資会社をその場所とすることができる。他の手段は、外国企業の代理として、現地インドネシア企業にドメイン名を持たせることである。この場合、信頼できるエージェントを選任することに留意すべきである。

登録申請者は、その申請にかかるドメイン名が適用されるいくつかのリンクを開示する必要がある。

ドメイン名ポリシーが求める要件は、以下のとおりである。これを見ると、あらゆる文字列を登録できるわけではなく、事業者の名称や略称、商品・サービス名やブランドの名称、代表者・代理店・販売店の名称等のいずれかと同一であることが求められているといえる。

5.2 命名ガイドライン

ドメインの命名は、以下の条件に適合しなければならない。

5.2.1 標準的な名称：ドメイン名は、ドメイン名を使用する者の設立書類又はその訂正書類に記載された登録者・実在するビジネス・組織・団体の名称又はその略称と同一であるべきである。

5.2.2 ブランド名・商標・著作権・知的財産権：登録者・実在するビジネス・組織・団体以外のブランド名・商標・著作権・知的財産権に関連するドメイン名は、登録商標・ブランド・著作権その他の知的財産権の証明書によって証明されていること。

5.2.3 関連する名称：登録者・実在するビジネス・組織・団体の、製品の名称、サービス、部品、部、課、又は仕事・訓練のプログラムに関連するドメイン名は、証明書又は公的な宣言によって証明されていること。

5.2.4 代表者・代理店・販売店の名称：登録者・実在するビジネス・組織・団体の代表者・代理店・販売店と結びつくドメイン名は、公認された代表者・代理店・販売店の任命状によって証明されていること。

8. 過去 5 年間の登録申請数及び登録数（もしあれば）

過去 5 年間の年毎の登録申請数及びごとの申請数及び登録数に関するデータは見あたらなかった。

2012 年 12 月末日現在の全登録数は、93,073 件とのことであった。

9. 登録に要する平均の費用及び時間

登録に要する費用は以下のとおりである。

登録時：800,000～3,500,000 ルピア（登録手続にエージェントを利用した場合。レジストラに支払う初年度の公的な手数料（更新時と同額である。）を含む。）

更新時：1 年間あたり 48,000～110,000 ルピア（レジストラに支払う公的な手数料）

手続期間は、必要書類が提出されてから、おおよそ 2～5 日間である。

10. ドメイン名紛争処理手続

インドネシアの国別ドメイン名に関しては、紛争処理手続が定められていない。

したがって、ドメイン名に関する請求をしたい者は、裁判所に対して訴訟を提起する必要がある。訴訟においては、争いになっているドメイン名が商標権を侵害していること、又は、情報及び電子商取引法第 23 条第 2 項に基づく主張を提出しなければならない。

経験上、法的手続を申立てるよりも前に交渉を行うことが好ましいとされている。

商標権侵害に基づく請求の場合、当該登録商標によってカバーされている商品又は役務の標章を侵害者が使用したことを、商標権者が示すことが必要となる。そこで、もう 1 つのオプションとして、情報及び電子商取引法第 23 条第 2 項に基づく請求が考えられる。

第 23 条

- (1) すべての州政府、人物、事業者、及び／又は公衆は、先申立主義に基づきドメイン名を保持する権利を有する。
- (2) 第 1 項に基づくドメイン名の保有及び使用は、善意であり、公正な事業競争を侵害していないこと、第三者の権利を侵害していないものでなければならない。
- (3) 第三者による権限なきドメイン名の使用によって損害を受けたすべての州政府、人物、事業者、及び／又は公衆は、そのようなドメイン名の取消しを請求する権限を有する。

同法の対象とする範囲は未だ明確ではなく、ほとんど用いられていない。「善意」要件に

欠けることのみが、訴訟提起の根拠となるか、それとも、登録済みの権利を侵害することをあわせて示す必要があるかは明らかではない。

(1) 不服申立手続紛争処理機関のリスト

紛争処理機関そのものが存在しない。

(2) 紛争処理方針

存在しない。

(3) 紛争処理パネルの指名手続

存在しない。

(4) ドメイン名取消、移転等の救済手段の内容・要件等

冒頭で述べたとおり、商標権、又は情報及び電子商取引法の規定に基づき裁判において紛争を解決することになる。

(5) 紛争処理決定機関の決定に対する不服申立手続（裁判所への出訴等）

存在しない。

(6) 過去5年間の紛争件数

存在しない。

また、ドメイン名紛争に関する裁判所の正式な判断も存在しない状況である。

(7) 決定までの平均費用及び平均期間

裁判手続によって解決されるため、裁判費用及び期間となる。

(8) 救済が認められた確率

存在しない。

(9) 著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立

存在しない。

経済産業省委託

ASEAN におけるドメイン・ネーム制度に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。